

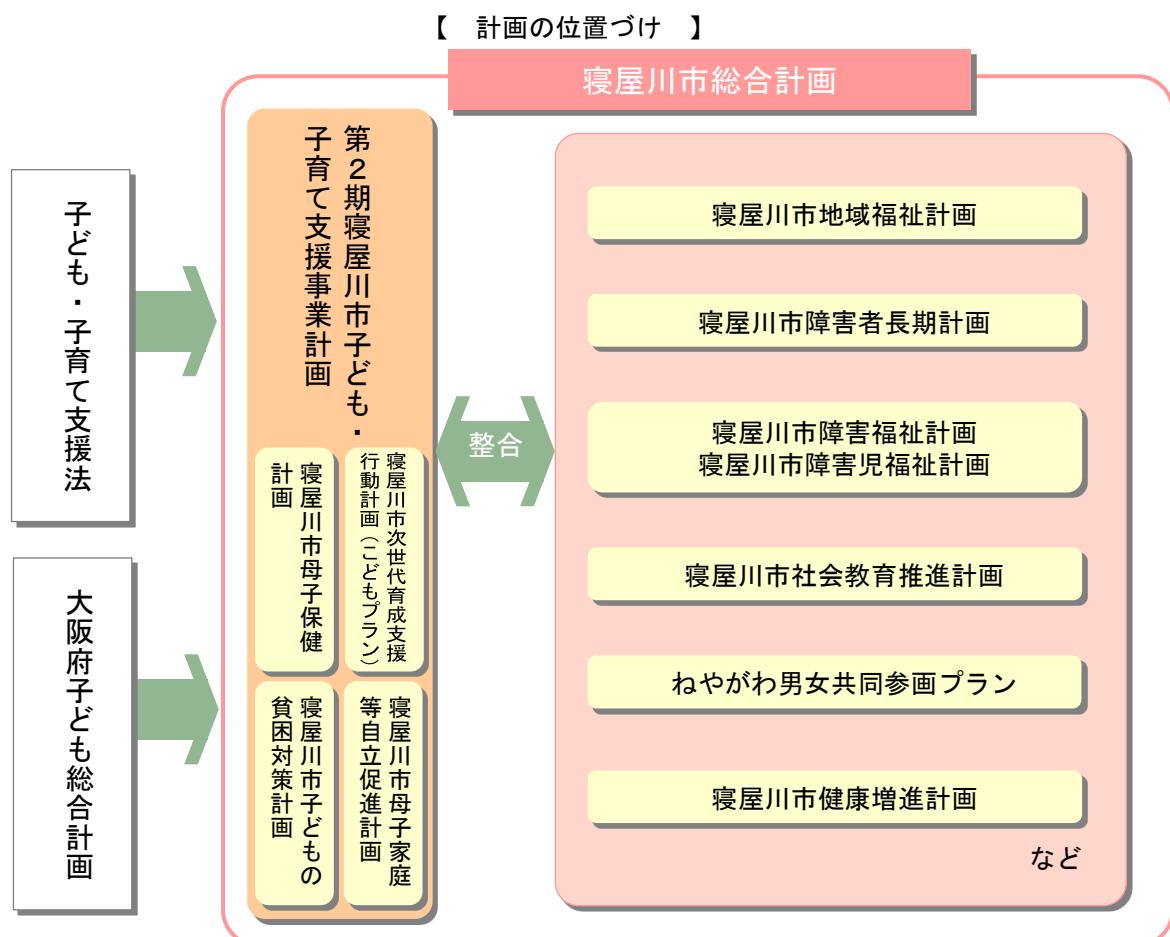
3 計画の位置づけ

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、事業者、行政機関等が相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育て支援を推進するものです。第1期計画期間の終了に伴い、社会状況の変化や国、大阪府の動向を踏まえて、第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画を策定します。

本計画では、「次世代育成支援対策推進法」に基づく「寝屋川市次世代育成支援行動計画（寝屋川市こどもプラン）」の取組を包含して、子どもと子育てに関する施策を体系化します。

子どもと子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくり等、あらゆる分野にわたるため、本計画は、「寝屋川市総合計画」を上位計画とし、「寝屋川市地域福祉計画」、「寝屋川市障害者長期計画」、「寝屋川市障害福祉計画」、「寝屋川市社会教育推進計画」、「ねやがわ男女共同参画プラン」などの関連計画との整合を図って策定します。

また、本計画は「寝屋川市次世代育成支援行動計画（寝屋川市こどもプラン）」のほかに、「寝屋川市母子保健計画」、「寝屋川市母子家庭等自立促進計画」「寝屋川市子どもの貧困対策計画」の内容を含みます。



4 計画期間

「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とします。

5 計画策定体制と経過

（1）市民ニーズ調査の実施

子育て中の市民のニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童及び小学校1～3年生がいる世帯を対象とした「第2期寝屋川市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査」のほか、「妊産婦アンケート調査」を実施して、子育て中の保護者や妊産婦から、子どもと子育てについての意識や実態についての把握を行いました。また、市内で活動する子育て支援団体等にヒアリング調査を行い、子育てを支援する側から見た、子育て家庭の状況や必要とされている支援について、意見を頂きました。

（2）「寝屋川市子ども・子育て会議」の設置

本計画を地域の実情に即した実効性のある内容とするため、公募市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する人等で構成する「寝屋川市子ども・子育て会議」を設置し、子ども及び子育て家庭への支援について、多角的に議論して頂いています。

（3）庁内の策定体制

本計画の推進にかかる関係各課による連絡調整会議を開催して、量の見込みと確保方策、具体的施策の推進について、検討・調整を行っています。

（4）パブリック・コメント手続の実施

本計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見募集を行う、パブリック・コメントを実施します。